

朴正熙政権の対共産圏外交

—1970年代を中心に—

木宮正史

(東京大学)

序論

1960年代までは、政治的安定度、経済実績などを見ても韓国よりも北朝鮮の体制の方が体制実績面で優位にあった。1961年5・16軍事クーデターによって登場した朴正熙政権が、なぜ経済開発を優先させなければならなかったのかも、こうした状況があったからだ。他方で、外交に関しては、米国主導の国連において、韓国のみが朝鮮問題討議に招請されるなど、韓国が相対的に優位な地位を占めていた。また、堅固な冷戦体制の下で、韓国は反共自由主義圏との外交、北朝鮮は共産主義圏との外交という「棲み分け」が行われており、対中立国外交をめぐる若干の競争は存在したが、それほど激しいものではなかった⁽¹⁾。

しかし、1970年代に入ると、こうした条件に変化が見られるようになった。まず一方で、国連など国際政治の構造変容を指摘することができる。第一に、第三世界諸国の増加によって国連における米国優位の構図が保障されなくなった。第二に、北朝鮮の「後援者」である中国が国連に復帰するとともに、対日米関係正常化などを通して、その影響力を飛躍的に増大させた。第三に、冷戦体制下の陣営内の同盟関係に「動揺」が見られるようになった。共産主義陣営内の中国とソ連は1960年代、対立を激化させ、それが中国の対米接近を帰結させたが、1970年代に入ると、自由主義陣営内部における米国の役割認識にも変化が見られるようになり、冷戦下の同盟自体が流動化する傾向を示し始めた。

他方で、南北関係において、それまでの北朝鮮優位の構図に変化が見られるようになった。第一に、1960年代以降の韓国の経済発展によって、

経済力における南北の均衡化、さらに韓国優位が次第に定着するようになった⁽²⁾。第二に、南北朝鮮が、相互の体制競争という意識を強め、1970年代は、そうした体制競争を行うための政治体制の権威主義化をより一層強めることになった⁽³⁾。そして、北朝鮮にとっては、韓国朴正熙政権の維新体制下において盛り上がる反政府運動に対する、ある種の「期待」を持っていたと考えられる。第三に、南北朝鮮による外交競争が本格化した。国際政治の構造変容に伴って、外交における韓国優位は自動的に保障されなくなった。北朝鮮からすると、一方で、それまで陣営内に封じ込められていた外交の機会が、陣営外にも拡大するとともに、中国の影響力増大に便乗して外交関係を拡大する機会に恵まれるようになるなど、韓国に拮抗するようになる。以上のように、南北朝鮮ともに、それぞれの陣営内部における外交だけでなく、それぞれの陣営を超え、場合によっては相手陣営内部にも食い込むような「脱陣営外交」の遂行を迫られることになる。本稿では、こうした1970年代、本格化する南北朝鮮の外交競争の展開と帰結を明らかにする研究の一環として、朴正熙政権の対共産圏外交に焦点を当てる。

1970年代の韓国の対共産圏外交に関しては、従来、それほど関心が向けられず、従って先行研究もほとんどない⁽⁴⁾。それは、以下のような理由があったからだ。第一に、1970年代の南北の外交競争に明確な決着がつけられたとは考えられず、韓国の北方外交の成果が結実するのは、1980年代の後半になってから、しかも盧泰愚政権によってである⁽⁵⁾。従って、韓国の対共産圏外交は1980年代以降の韓国の「北方外交」として論じられることがほとんどであった⁽⁶⁾。第二に、韓国

の政治史上、維新体制は人権弾圧の最も激しい時代であり、国内で反共主義に基づいて基本的人権を弾圧した政権が、対共産圏外交を展開していたということは想像し難い姿であると受け止められたからだ。

では、なぜ、1970年代韓国の対共産圏外交に注目する必要があるのか。韓国の対共産圏外交は、国際政治の構造変容に起因する外交的危機の克服、換言すれば、危機に伴うリスクを最小化するとともに、危機を機会に転化させることによって、その後の北朝鮮に対する韓国の外交的優位を決定的にさせたと考えるからだ。さらに、韓国政府外交史料が1980年分までほぼ全面的に公開されたことも、実証的な研究の進展に寄与するところが大きい。これまで、主として、米国の外交文書などに依拠して、米中接近が朝鮮半島に及ぼす影響に関する研究が蓄積されてきた。そうした研究では、米中接近に受動的に対応する韓国外交という図式が支配的であったように思われる⁽⁷⁾。しかし、本稿では、1970年代の韓国政府外交文書を分析する作業を通して、そうした危機に受動的に対応するだけでなく、危機がもたらすリスクを最小化しつつ危機を機会に転化しようとする韓国外交のダイナミズムを抽出することを試みる⁽⁸⁾。

以下、3つの側面から、1970年代の韓国の対共産圏外交の特徴を明らかにする。第一に、韓国の外交政策とその方法の変更という側面である。第二に、韓国の対中ソ「外交」⁽⁹⁾という側面である。第三に、韓国の対東欧経済「外交」という側面である。

1. 外交指針の変容と6・23声明

1960年代、韓国外交は冷戦体制下における陣営内部の領域だけに、その活動範囲が限定されており、特に共産圏諸国との外交接触自体が禁止されていた。韓国は、西ドイツのハルシュタイン原則⁽¹⁰⁾に従い、北朝鮮と外交関係を持つ国家とは外交関係を持たないという政策を堅持した。相手国に対して南北朝鮮のどちらを朝鮮半島における唯一正統な国家として承認するのかを迫るというものであった。しかし、そうした政策は、韓国外

交の選択の幅を極度に狭めるものであった⁽¹¹⁾。従って、1973年6・23声明により、ハルシュタイン原則を放棄し、北朝鮮と外交関係を持つ国家との間、たとえその国家が共産主義体制であったとしても、その国家との外交関係の樹立を排除しないという立場を明確にする。この6・23声明は、南北国連同時加盟の可能性に言及するなど、明示的ではないが韓国版の「二つのコリア」⁽¹²⁾政策であったということができよう。

(1) 「外交官等職務遂行指針」の変容

まず、対共産圏外交に関する外交官等の職務指針をどのように変えることで、共産圏との外交接触に積極的に取り組むようになったのかを明らかにする。1963年2月に改正された外務部「外交官職務遂行基本指針」⁽¹³⁾は、中立国に関して北朝鮮の浸透を阻止し、韓国支持を確保して、韓国が朝鮮半島における唯一の合法政権であるという立場を明確にするために、共産圏諸国の外交官と職務上の接触を許可しないことを原則とするというように、外交官の職務上の行動を厳格に規制したものであった。特に、「北傀」(北朝鮮)、「中共」(中国)、「越盟」(北ベトナム)⁽¹⁴⁾の3か国は共産陣営国家の中でも特別視し、一切の接触を禁止した。

この指針は1967年に改正されたが、共産圏外交官との接触において、従来は「完全に無視してこれを回避する」と指示されていた指針が「機会を見て積極的な攻勢を取るように」し、「敵性集団(筆者注:北朝鮮、中国、北ベトナム)以外の共産国家との公的接触の余地を残す」と変えられ、3か国以外の共産圏国家との接触に積極的に取り組むようにした。その理由として、「変遷する国際情勢の推移、我が国の国際的地位の向上、経済外交の強化、進取的な外交政策遂行のため「ハルシュタイン」原則適用の修正等、現今の国際情勢は現行基本指針画定当時とは顕著な差異があり、現行指針では所期の目的を達成することが困難になった」⁽¹⁵⁾という点を指摘する。北朝鮮、中国、北ベトナムという「敵性集団」⁽¹⁶⁾とそれ以外の共産国家とを区別し、後者に関しては外交官の接触に関する積極性を認めた。

さらに、1971年には、「ニクソン・ドクトリン

の適用、西ドイツの東方政策、中国の国際社会における地位向上、およびカナダ、イタリアなど西側諸国の中国承認などの国際情勢の変遷、我が国の国力伸長、および国際的地位向上と国家利益に有利になると判断される場合、韓国を転覆しようとする敵対行為をしないと認められる一部東欧共産国家との、まずは貿易を通じた漸進的かつ慎重な接触の試みなど、多元化する国際情勢に適応した柔軟性のある外交政策の遂行が要請される」という理由を掲げ、新たに「外交官等職務遂行指針」を制定した。主要な変更点は以下のとおりである。第一に、公式席上において敵性集団や共産国外交官と遭遇する場合、旧指針では「敵性集団」「共産国家」という二分法に基づいていたが、新指針では、「北傀」「敵性集団」「その他共産国家」の三つに分けて、「北傀」に対して「相手の存在を無視することを原則とする」、「敵性集団（中国と北ベトナム）」に対して「やむを得ず対話する場合には健全な判断下で対処し不必要な言動を慎む」、そして「その他共産国家」に対しては「急速に発展する国家の外交官としての矜持をもち、国家利益が命じるところに従い能動的に我が国の経済発展の様相を広報し、通商交易関係など経済問題に対話を集中するようにする。やむを得ず対話が政治問題に発展する場合には我が国の対北朝鮮優位性を強調すると同時に北朝鮮の対南挑発の様相及び軍事力による共産化統一政策を暴露糾弾し、さらに8・15宣言、即ち、我が国の善意の競争に立脚した平和的な統一方案を認識させなければならぬ」⁽¹⁷⁾という項目を追加した。

1972年にも、ニクソン米大統領訪中や南北対話の進展と7・4南北共同声明という状況変化、さらに、1973年6・23声明を受けて、7月、「外交官等職務遂行特殊指針」と名称を変更した。最も重要な変更は、従来の三区分別を「北傀」「敵性国家および集団」「非敵性共産国家」という名称に変更したうえで、「北傀」に対しては、従来の一切無視という方針から「国際会議およびレセプションなど各種行事において北朝鮮機関員および人士と会った場合、社交的対話を交わすなど自然に対処し、状況に応じて我が国の発展の様相および平和統一方案などを説明する」と指示した。「敵

性国家および集団」に対しては、具体的にどの国がそれに該当するのか明示はなく、米中接近後の中国がこれに含まれているのかどうか、必ずしも明確ではない。何よりも決定的な違いは「非敵性共産国家」への対応に関してである。「非敵性」という名称自体も重要な変化であるが、「非敵対共産国家外交官および人士との能動的な接触を通して互恵平等の原則に立脚して関係改善が成し遂げられるように積極努力する」⁽¹⁸⁾と、従来の経済の話題に限定された接触から大きな一歩を踏み出すことを指示する。

この指針は1979年にもう一度改正されることになる。この改正は、韓国の外交団長が北朝鮮に対しても外交団長名義の通知文を送付することができるようにすること、非敵対共産国家との関係において相手が外交団長だけに限定されていた相互礼訪を外交団長だけに限らず、全ての外交使節に対して許可するというものであった⁽¹⁹⁾。

この特殊指針の変化は、韓国の対共産圏外交の変化を顕著に反映している。第一に、守勢から攻勢へという変化である。既に1960年代後半から、南北の外交競争を意識して、共産国家を一括して接触を禁止する姿勢を改め、選別的に接触を許容していく姿勢へと変化したが、1970年代に入ると、韓国が自ら積極的に対共産圏諸国へ接近していく姿勢を指示するようになる。第二に、韓国の経済発展を武器にしながら、それを政治的領域にも波及させていこうとする姿勢である。韓国の経済発展を外交資源として対共産圏外交を積極的に進めていこうという姿勢が明確に現れる。第三に、北朝鮮はもちろんであるが、特に共産圏の中でも中国を特別視している。中国が敵対共産国家に含まれていたのに対してソ連は含まれていなかったということ considering すると、共産圏国家の中で韓国にとって最も警戒すべき対象が中国であったことは留意されてよい。

(2) 6・23「平和統一外交政策に関する特別声明」

次に、こうした対共産圏外交の変容を明確にした6・23声明について考察を加える。朴正熙大統領は、1973年6月23日「平和統一外交政策に関する特別声明」を発表した⁽²⁰⁾。まず、その間の

南北関係を概観、「南北間の善意の競争」を提案した1970年「8・15宣言」、1972年7・4南北共同声明に言及したうえで、南北対話の現状に関して、漸進的かつ機能主義的アプローチを採用する韓国に対して、北朝鮮が軍事優先の一括方式アプローチを採用していることを指摘し、南北対話の成果が収められるまでには相当程度の時間がかかることを前提とし、「現実を直視し、平和をこの地に定着させ、それに基づいて、われわれの自主力量で統一を是非達成」するために、7項目の政策を宣言した。その中で、①われわれは、緊張緩和と国際協力の役に立つなら、北韓がわれわれと共に国際機構に参加するのに反対しない、②国際連合の多数会員国の意思であれば、統一に障害とならないという前提のもとに、われわれは、北韓とともに国際連合に加入することに反対しない。われわれは、国際連合加入以前であっても、大韓民国代表が参席する国連総会における「韓国問題」討議に、北韓側が同時招請されるのに反対しない、③大韓民国は、互惠平等の原則のもと、すべての国家に門戸を開放するものであり、われわれと理念や体制を異にする諸国もわれわれに門戸を開放するよう促す、以上の3項目が関心を集めた。韓国の唯一合法性という立場を公式に放棄することはしなかったが、国際社会における北朝鮮との共存を受け入れることを選択したのである。さらには、南北国連同時加盟にも反対しないことを明らかにし、国連の場において南北が排他的な正統性を争うという構図にこだわらないという姿勢を示した。その代わりに、「理念や体制を異にする諸国」、即ち共産主義国との関係改善を指向するという姿勢を明らかにした。

では、なぜ、6・23声明に現れるような政策転換を選択したのか。第一に、既存の北朝鮮孤立政策が国際政治の現実と合致しなくなったという点だ。第二に、従来の韓国の相対的優位が確保されていた国連が、中国の国連「復帰」と国連における第三世界諸国の勢力増大という国連自体の変化によって、韓国の相対的優位が自動的に保障されなくなったために、韓国の排他的正統性を国連の場において明確にするという対国連政策を転換することが求められたという点である。第三に、韓

国の排他的正統性を強調する従来の政策に固執することが、北朝鮮支持勢力を増大させるだけでなく、韓国支持勢力の理解を喪失してきたことに鑑み、政策を現実的なものに転換することによって、支持勢力の理解を確保する必要があるという点だ。第四に、連邦制による統一を主張し、南北国連同時加盟にも反対する北朝鮮の主張の非現実性を浮き彫りにすることで、南北の外交競争における優位を確保しようとするものであった⁽²¹⁾。以上のように、6・23声明は、北朝鮮に向けた提案というよりも、国際社会に向けた提案であり、北朝鮮との外交競争における韓国の優位を、その主張の現実性という意味で確保しようとするものであった。

2. 韓国の対中ソ「外交」：中ソ対立を念頭に置いて

韓国の対中ソ「外交」のねらいは、それが北朝鮮に及ぼすイムパクトであり、北朝鮮に対する外交的優位を確保するという点であった。北朝鮮を背後で支える中ソとの関係改善を韓国が指向することは、北朝鮮にとっては危機として認識されたはずだ。但し、そこには、もう一つ重要な要素が介在した。それは、中国に対米接近を決断させる重要な契機になった中ソ対立であり、中ソ対立が北朝鮮をめぐる中ソの「競争」を展開させることになった点である。一方で、韓国は米中接近に見られる国際環境の変化に便乗して、対中ソ関係の改善の機会を捉えようとする。しかし、北朝鮮と中ソとの同盟関係に加え、その中ソが激烈に対立している状況の中、北朝鮮にとっては、その中ソ対立を利用する形で、中ソの対韓接近の可能性を封じ込めようとした。1960年代のそれと比較すると、70年代の韓国外交文書は、特に、中ソを初めとした共産圏に関する情報が激増する。60年代の韓国にとって共産圏の出来事は「対岸の火事」以外の何物でもなかった。しかし、70年代に入ると、共産圏との接触機会が増えるだけでなく、そうした共産圏内部の出来事、中ソ関係、中朝関係、ソ朝関係が、韓国外交にとって非常に重大な意味を持つものと認識されるようになったのである。

(1) 韓国の対中ソ「外交」をめぐる政治力学

韓国の対中ソ「外交」は、北朝鮮との外交競争において韓国優位を確保するという目的を持っていたが、それ以上に、中朝・ソ朝関係に楔を打ち込むことによって直接的に北朝鮮に及ぼす衝撃を考慮したものであった。それだけに楽観的な見通しを持っていたわけではなかったが、その衝撃が大きいものだけに、韓国にとって効果的なものであった。従って、1971年、米中接近が顕在化するとともに、対中ソ接触を図ることになる。但し、中ソ間に対北朝鮮関係に関する政治的距離感の違いがあるために、そして、何よりも、中ソが一枚岩であるということではなく、むしろ先鋭な対立状況にあるということから、韓国の対中ソ「外交」は、以下のような中ソ・北朝鮮に対する認識に基づいて展開された⁽²²⁾。

▶ソ連

一方で韓国との関係改善を通して中国よりも朝鮮半島に対する影響力の増大を確保することができるという利点はあるが、他方で中ソ対立の狭間において相対的に北朝鮮との関係を疎遠にすることになり、逆に朝鮮半島に対する影響力を喪失するマイナスにもなる。中国の対米接近は対ソ包囲網になるが、ソ連は、これを共産主義陣営への裏切りと非難し、北朝鮮にも同調を求めることができる。但し、1970年代後半になると、金日成個人崇拜などに見られる北朝鮮の政治体制への違和感がより一層顕著となり、北朝鮮との距離感が広がるが、北朝鮮にとって兵器などの軍事技術に関しては中国よりもソ連への依存度が高く、その意味でソ朝関係の重要性は依然として高い。

▶中国

一方で韓国との関係改善を通してソ連よりも朝鮮半島に対する影響力の増大を確保することができるという利点はあるが、他方で中ソ対立の狭間において相対的に北朝鮮との関係を疎遠にすることになり、逆に朝鮮半島に対する影響力を喪失するマイナスにもなる。また、対ソ牽制のために対米接近を決断したが、それは、北朝鮮から見ると対中不信を招くのでそれに配慮しなければならず、韓国との接触にはより一層慎重にならざるを得ない。

▶北朝鮮

米中接近は、一方で北朝鮮にとっては中国の「裏切り」として映るが、他方で国際社会における中国の影響力増大は便乗機会として映る。また、ベトナムが共産化統一したことも自らへの追い風として認識したし、一方で、韓国の急速な経済発展は「脅威」ではあったが、維新体制下における政治的不安定は、北朝鮮にとって韓国の「弱み」に付け込む機会として映った。外交関係に関して、非同盟諸国との関係拡大だけでなく、緊張緩和と中国の「台頭」に便乗する格好で、外交競争における韓国に対する優位確保を狙い、対日対米接近、その他の西側諸国との関係拡大を図る。さらに、中ソ対立は対北朝鮮関係における中ソの競争関係を形成することになるので、北朝鮮にとっては中ソの韓国との関係改善を牽制することができる。

▶韓国

中ソとの関係改善は、北朝鮮に対するイムパクトも大きく、外交競争の中で決定打になりうる。但し、特に中ソ対立の中での対北朝鮮関係をめぐる中ソの相互牽制ということを考慮すると中ソが韓国との関係改善に容易に乗ってくることは難しいという認識を持つ。中ソの対韓認識に関しては、中国が非常に硬直的で敵対的であるのに対してソ連の方が柔軟で相対的には好意的であるという認識、従って、中国よりもソ連の方が接触しやすいという認識を持つ。但し、北朝鮮に対する衝撃という点では対中接触の方が効果的である。また、中国の影響力増大は、一方ではそれに対する北朝鮮の便乗機会を拡大することで、韓国にとっては負担になるが、他方で、日米と中国との接近を利用して韓国による対中接近の可能性を開くことにもなる。逆に、北朝鮮は対日接近、対米接近、また、西側諸国との関係改善の動きを見せるので、それを傍観しているわけにはいかず、阻止しなければならない。

(2) 韓国の対ソ「外交」

では、具体的に韓国の対ソ接触はどのように展開されたのか。公式的に、韓国の対共産圏外交が本格的に展開されるようになったのは、1973年の6・23声明以後であると見られる。但し、それ

以前であっても、1970年くらいから、特に、韓国とソ連がともに外交関係を持っている第三国を舞台にした接触が行われるようになった。韓国外交文書の記録の中で、こうした対ソ接触の記録として最初のものだと見られるのが、1970年11月24日、アフリカのウガンダにおける接触である⁽²³⁾。韓国とウガンダとは1963年に外交関係を樹立し、66年に大使館が設置されたわけだが、コンゴ（キンシャシャ）関連の行事に韓国大使とソ連大使が同席し、韓国の経済発展、対北朝鮮関係、統一問題、韓ソ関係などについて議論を交わしたという報告記録が残っている。しかも、この報告は韓国大使から直接朴正熙大統領に伝えられたものだ。

韓国大使は、ソ連が北朝鮮の1970年朝鮮労働党第5次党大会に公式使節団を派遣しなかったことを評価するとともに、北朝鮮が親中国的であることを喚起し、中ソ対立の狭間で韓国はソ連に同情的な姿勢を示した。ソ連大使は謝意を示しながら、中国は扱いにくいと不満をもらし、北朝鮮の人々は中国をどう見るのかと質問したのに対して、韓国大使は、一部の為政者以外の多くは中国に対する不信感を持っているはずだと答えた。ソ連大使は、統一は当事者の合意によって平和的に達成されなければならない、その意味で平和統一に向けた韓国の努力を理解すると評価し、ソ連としても韓ソ関係の改善を支持するし、いつの日か外交関係の樹立も可能ではないかと答えたという⁽²⁴⁾。もちろん、儀礼的な側面が強くタテマエの部分があるだろうが、それでも、韓国が対ソ接触において、中ソ対立、そして北朝鮮と中ソとの関係を意識し、その中で韓国とソ連との関係改善の可能性を念頭に置いていることがわかる。

韓ソ接触は、以下の経路を通して行われた。第一に、韓ソがともに国交を持つ第三国在外公館を通じた接触である⁽²⁵⁾。但し、こうした国家は多くの場合北朝鮮とも外交関係を樹立した国家が多いために、慎重に行わざるを得なかった。第二に、国連に代表される多国間協議という場を通じた接触である⁽²⁶⁾。国連における朝鮮半島問題に関わる議論において、南北朝鮮の立場は先鋭に対立してきたし、ソ連は北朝鮮の立場を公式的には支持

するので、韓国の立場とは相容れないものであった。また、国連という多国間協議の場において二国間が秘密接触を行うということはなかなか困難ではある。しかし、韓ソの外交官が直接接触することのできる貴重な場であった。また、韓国やソ連や東欧圏などで開催される国際会議やスポーツ大会などでの同席も、こうした多国間協議の場における接触の一環として位置づけることができる。第三に、第三国を仲介とした「接触」である。韓国と友好関係にある第三国、例えば、フランス、オーストラリアなどを仲介として、韓国の対ソ関係の改善意向をソ連に伝達してもらうなどの経路を利用した⁽²⁷⁾。

その後、韓ソ接触は、一方で接触の頻度は高まり、韓ソ間で共有される認識が増大した点は注目されてよい。第一に、韓国側にとって、中ソ対立が一方で中ソがともに北朝鮮への配慮を優先させて対韓関係改善に消極的にならざるを得ないというソ連の立場に理解を示しながらも、他方で、ソ連が特に対中包囲網の一環として、もしくは中国の対ソ包囲網を打破する一環として韓国との関係改善の利点を認識していることを再確認した⁽²⁸⁾。第二に、「一つの中国」と関連付けて「一つの 코리아」にこだわる中国とは異なり、ソ連の対朝鮮半島政策が、基本的に「二つの 코리아」という現状を認めるという方向に固まりつつあることを、相互接触を通して共有するようになった⁽²⁹⁾。それを公式化するかどうかは別として、少なくともソ連は、障害要因さえ除去されれば、容易に南北朝鮮の双方との外交関係を樹立するという「二つの 코리아」政策へと踏み出せるという感触を得ていた。ただ、他方で、北朝鮮の反対を無視してまでも、こうした新たな政策への転換を公式化するまでには至らないだろうという展望も合わせて持っていた⁽³⁰⁾。第三に、ソ連外交に従事する外交官の実務的レベルにおける朝鮮半島に対する見方やそれに基づく政策と、ソ連政府指導部のそれとの間に乖離があることを見抜いていたという点である⁽³¹⁾。特に、個別的な接触の積み重ねがソ連の外交官に及ぼす影響を肯定的に見ていたことの証左である。

但し、こうした接触の積み重ねが、韓ソ関係に

おける画期的な突破口、例えば、外交関係の樹立や直接貿易関係の樹立には至らなかったことは、やはり強調しておくべきだろう。1970年代の韓ソ接触と1980年代以降の北方外交の本格的な展開との間にどのような連続性が見られるのかは、80年代以降の韓国外交文書の公開を待つ必要がある。現状では、北方外交に関する韓国外務部による記録や当事者の回顧録などを見ても、連続性を強調すべき証拠はあまり見られない⁽³²⁾。特に韓ソ関係に関しては、1979年ソ連のアフガニスタン侵攻による「新冷戦」状況の出現、さらに、1983年9月のソ連空軍による大韓航空機撃墜事件に起因する韓ソ間の緊張激化など、断絶的要因が顕著に存在したこともあるだろう。韓ソ間の接触が蓄積されたにもかかわらず、結局ソ連政府は、北朝鮮との関係を犠牲にしてまで韓国との関係改善に大胆に踏み込む必要は感じなかったということであり、逆に言うと、韓国政府は、自国との関係改善をもたらす利点をソ連に訴えかけるのには限界があったと見るべきだろう。

(3) 韓国の対中「外交」

韓国の対中外交は、一方では対ソ外交との共通点が見られる。両国が外交関係を持つ国家における接触⁽³³⁾、国連の場における接触、国際会議やスポーツイベントなど多国間協議の場での接触、第三国の仲介による接触の試みなどの経路が存在するという点では共通する。但し、1970年代の中韓関係において、もう一つ重要な接点が存在した。それは、中韓の海洋を挟んだ地理的な近接性から帰結されるものである。それは、漁業関係と大陸棚の利用問題であった。この二つの問題は外交関係の樹立の有無に関わりなく、否が応でも両国が直面しなければならない問題であった。まず、漁業問題に関しては、一方では漁場をめぐる紛争があり、それに伴う漁船拿捕という問題があるながらも、他方で、遭難漁船の救助もあり、こうした問題は、外交関係のない両国にとっても、何らかの関係を持たなければならないものであった⁽³⁴⁾。また、日本も含めた大陸棚の資源開発をめぐる問題も、それを解決すべき枠組み自体が存在しない状況の中で重要な争点にならざるを得

ないものであった。

利用可能な韓国政府外交文書によると、1971年8月ウガンダにおける新任インド大使の歓迎宴における中国代理大使との接触（但し、これは、ソ連代理大使も同席）が対中接触の端緒であったと考えられる。ウガンダにおいては、ソ連代理大使との接触が前年にもあったことを考慮すると、対中接触は若干遅れたということになる。71年8月は、7月にあったキッシンジャー大統領補佐官の訪中の直後ということになるが、それまで、中国の代理大使は韓国大使やソ連代理大使との一切の接触を回避してきたのだが、今回は接触に応じるようになったことを伝える⁽³⁵⁾。しかし、当初から、韓国に対する姿勢に関してソ連が比較的柔軟であるのに対して中国は硬直的であると見られていた。また、どちらかという、韓国の外交官とソ連の外交官が直接接触するというケースが多かったのに対して、対中接触に関しては、直接接触というよりも第三国を仲介とした間接的な接触の方が目につく。その意味で、中ソを比較した場合、韓国との接触に関しては、中国の方が慎重であったと見ることができる。

にもかかわらず、韓ソ関係とは異なる中韩関係の持つイムパクトは十分に認識されていた。換言すれば、接触頻度や接触のし易さに関しては韓ソ関係が先行していたが、接触の持つ効果に関しては中韩関係の方が上回っているという認識が共有された。例えば、1973年10月16日、外務部東北アジア第2課長イジ Chol が訪中途上で韓国に立ち寄ったオランダ外務省エリッヒ (Erich) 東アジア太平洋課長と面談し、訪中時、中国政府に対して「韓国は中国に対してまず敵対観念を解消し、隣接国として文化、体育、経済的な分野など可能な分野から漸次関係を改善、拡大することを望んでいる。台湾問題は中国の対韓態度如何によって調節される。少なくとも台湾との関係は、政治面で現在以上に拡大することはないだろう。中国を初めとする共産国家は自由友邦が北朝鮮に対する門戸を開放することを要求するが、そのためには中国自身も韓国に対して門戸を開放しなければならない。以上のことを中国政府に伝える」ように要望している⁽³⁶⁾。

但し、1970年代末になると、中韓関係改善への期待が大きすぎたのではないかという反省も生まれる。韓国にとって、中韓関係の改善が思い通りには進まないことに対する自戒という側面もあるだろうが、1979年には、北朝鮮に対する中国の影響力を過大に評価しすぎていたのではないかという見解が表明された。一つは、1979年2月8日朴東鎮外相は須之部量三駐韓日本大使との会談で、「中国は北朝鮮に対する影響力行使において、まかり間違えると北朝鮮をソ連に傾斜させることを懸念する。外部から観察するのとは異なり、中国の北朝鮮に対する影響力は結果的には制限されている」と吐露している⁽³⁷⁾。さらに、2月16日、朴正熙大統領とグライスティン(William H. Gleysteen)米国大使との会談でも、朴正熙大統領は、「北朝鮮が問題を起こさないようにする、さらには、韓国との対話に臨むようにさせるという点で、中国は予想したほどの北朝鮮に対する影響力を持っておらず、限界がある。中国の北朝鮮に対する影響力を過大評価するべきではない」と述べている⁽³⁸⁾。

結果として見ると、接触頻度や接触のし易さという点で対ソ「外交」が先行したが、接触の持つ効果という点では対中「外交」の方が大きいという状況の中、韓国は直接的な接触、国連のような多国間関係を舞台とした接触、第三国を仲介とした接触の機会を通じて、韓国の方から積極的に対中ソ接触を働きかけた。そして、その中で、北朝鮮との距離感における中ソの違いを認識し、ソ連が実質的には「二つのコリア」という立場を受け入れる可能性が高いことを見抜くようになっていた。これは、韓国の積極的な対ソ接触の産物であると言えるだろう。但し、北朝鮮との距離が相対的に近く、さらに自らも台湾問題という「分断問題」を抱える中国はもちろん、北朝鮮との距離が相対的に遠く「二つのコリア」という韓国政府の原則的立場を受け入れやすいと見られたソ連も、結果的には、北朝鮮の反対を無視してまで、韓国との関係を可視的に改善する方向にまで突き進むことはなかった。

3. 対東欧経済外交：その意義と限界

韓国にとって対東欧圏外交は、対共産圏外交のうち、一方で最も着手し易いものであった。国家としての規模も等しく、また、経済発展レベルも近く相互補完性があるために、交易関係を結びやすい。また、1960年代以降、輸出指向型工業化を通して経済発展を図ってきた韓国にとって、労働集約的な軽工業製品の輸出市場として新たな市場を開拓する必要に迫られていたが、まさに、東欧圏を新たな市場開拓先として注目した。それに加えて、そうした交易関係を拡大することによって対東欧圏関係を改善させることにより、東欧圏における韓国イメージの向上を帰結させ、北朝鮮との外交競争における優位を確保することができると考えた。このように、韓国にとって東欧諸国との関係改善を進めることが経済的利益にもなるし、また、外交的利益にもなるという「一石二鳥」の効果を持つ政策として位置づけられていた。

(1) 交易拡大を通じた対東欧圏への接近

韓国は、1970年代に入ってから、対東欧圏への接近を図り、特に、73年6・23声明以後、「互惠平等の原則のもと、すべての国家に門戸を開放するものであり、われわれと理念や体制を異にする諸国もわれわれに門戸を開放するよう促す」という原則に基づいて、交易増大を通じた対東欧圏への接近を図った。

初期、最も重点が置かれていたのはユーゴスラビアであった⁽³⁹⁾。何よりも、ユーゴスラビアは非同盟運動の旗手として西側諸国と良好な関係を保ち、ソ連の影響力が比較的弱かった。韓国としては、オーストリアなどに拠点を置き、交易関係を増進することが比較的容易であると考えたからであった⁽⁴⁰⁾。そして、当初は、こうした交易関係を突破口として東欧諸国との関係改善の展望について楽観的な見通しを持っていた。

ユーゴスラビアとの交易関係に関して、1971年7月、オーストリアにおいてユーゴスラビア商工会議所のウィーン事務所長ヤニッチと駐オーストリア大使館経済担当書記官カンスングとの接触が行われたが、その接触において、政府レベルの

通商代表部設置は現状では困難であるが、直接交易について何ら障害がなく、民間レベルの使節団受入も構わないというような、比較的前向きな回答を得た⁽⁴¹⁾。73年7月には、ユーゴスラビアに民間経済使節団を派遣したが、これに対しては常駐する北朝鮮代表機関による妨害工作があり、これ以降、ユーゴスラビアにおける北朝鮮による対韓接近に対する妨害工作が顕著になる。ユーゴスラビアはソ連の影響は比較的小さいが、他方で、北朝鮮や中国との関係は東欧諸国の中でも強いために、韓国が当初期待したほど、楽観的な成果を収めることが困難だという認識が次第に定着していった。一方で、漸進的ではあるが、日本商社やオーストリアなどの西欧諸国を拠点とした間接交易関係は増進していったが、他方で、それを直接交易という形態に発展させ、通商代表部の設置など可視的な成果を収めることには困難が伴うことになった。

ソ連の影響力の比較強い東欧諸国の場合には、韓ソ関係の進展にペースを合わせる必要があり、韓ソ関係以上の関係を独自に構築することは困難であった。ソ連の影響力から比較的自由なユーゴスラビアやルーマニアは、今度は、中国や北朝鮮との関係が深く、これも、北朝鮮の意向が強く働いていた。中ソ対立、そして、それと関連した北朝鮮の意向が、韓国の対東欧圏外交にも依然として制約要因として働いていた。以上のように、73年6・23声明以後、それまで経済的にも没交渉であった韓国と東欧諸国との関係は、一方で間接交易という形態であったが一定の経済関係を構築し、東欧諸国に韓国のプレゼンスを構築することには成功した。しかし、他方で、そうした間接交易を直接交易に発展し、さらに通商代表部の設置、外交関係の樹立という目標には及ばなかったというのが1970年代前半の状況であった。

(2) 韓国の対東欧接近戦略とその限界

1970年代後半になると、韓国政府はより一層前面に出て政府主導での対東欧接近政策に取り組むようになる。但し、東欧諸国には政経分離は通用しないということを前提として、交易増進を通じた外交関係の樹立という目標を明示的には設定

しないようになった。その前段階として、間接交易を増進することで直接交易への可能性を開くということを目的として掲げた。

韓国外務部通商局では、ほぼ毎年のように、対東欧交易増進のための取り組みとして以下のような現状認識と対策を提示した⁽⁴²⁾。日本やオーストリア、イタリア、オランダ、フランスなどの商社などを中継とした間接貿易を増進していくことが実現可能な優先目標として設定された。直接交易の実現や外交関係の樹立という可視的な成果を性急に期待するよりも、交易量を増大させて東欧諸国における韓国のプレゼンスを高めるという戦略を採用した。その結果、韓国と東欧圏との交易は、1975年には、韓国の輸出1400万ドル、輸入600万ドル、76年、輸出570万ドル、輸入430万ドル、77年、輸出570万ドル、輸入350万ドル、78年、輸出520万ドル、輸入1800万ドルという規模で推移し、年によって変動幅は大きい、一定量を維持することになった。また、国別の内訳としては、これも年による変動幅が大きい、輸出に関してはポーランド、輸入に関してはユーゴスラビアが飛びぬけて多いのが目につく。また、輸出に関しては圧倒的に繊維製品の比重が大きいのに対して、輸入に関しては一次産品と鉄鋼製品などが多く、これも、国別に顕著な違いがある⁽⁴³⁾。

少なくとも、1970年代においては、こうした交易量の増大が、韓国と東欧圏との外交関係に関する質的な突破口を準備したということにはならなかったというのが実情だ。東欧諸国の計画経済体制を前提とすると、政経分離に基づいて経済的な交易関係を深めることで、政治的な外交関係樹立にまで至るといことはなかなか容易なことではないからだ。通商代表部が設置されず直接交易が実現しなかったため、韓国と東欧諸国との交易関係を飛躍的に増大させるのには限界があったと見るべきだろう。

では、交易関係の増進は韓国と東欧諸国間の関係にとって重要な意味を持たなかったのか。一つ注目すべきは、間接的にせよ交易関係の増大という「モノの移動」が、限定された範囲ではあっても「ヒトの移動」を伴ったという点である。貿易関係の人士の第三国での交流はもちろん、直接的

な往来、さらには、博覧会などへの参加、スポーツ文化交流などを通じて、韓国と東欧諸国との人的交流は漸次的にはあるが増大していくことになった。78年の外交官の直接接触は、ソ連の49件に対して、ユーゴの12件、チェコ11件、ポーランド10件、ルーマニア9件であった⁽⁴⁴⁾。

対東欧圏関係も、対中ソ関係同様、1970年代のこうした実績の蓄積が1980年代にどのように引き継がれたのか、これは、実証を待たなければならない。にもかかわらず、1960年代までは、強固な冷戦体制下において没交渉であった韓国と東欧共産圏諸国との関係が、韓国の経済発展も相俟って、まずは間接的な交易関係として始まり、それが10年近く蓄積され、それに伴って人的交流も増大していったことの意味は、過小評価されてはならないだろう。韓国が最初に国交を樹立した共産圏国家が、1989年ハンガリーとの間であったことを念頭に置くと、こうした1970年代に展開された韓国の対東欧圏「外交」は、南北朝鮮の外交競争というコンテキストの中で再評価される必要があるだろう。

結論に代えて

1970年代のこうした対中ソ「外交」が、その後、本格化する対中ソ外交の「前史」として位置づけることがどの程度可能であるのかどうかは明確ではない。70年代と80年代とでは、外交官レベルの連続性はあるが、政治エリートに関しては断絶が大きいからだ。にもかかわらず、1970年代の対共産圏外交を単なる歴史の一エピソードとして片づけるべきではなく、重要な研究対象として見なければならぬ理由は何か。1970年代の米中接近や日中国交正常化に伴う東アジア冷戦の変容、中国の国際的影響力の増大、さらに、米ソのデタントなどは、それまで、強固な冷戦体制を前提として対米同盟関係に主として依存していた韓国外交にとっては、重大な危機局面であったことは間違いない。ある意味では北朝鮮よりも一層深刻な試練に直面したとさえ言えるかもしれない。北朝鮮にとっては、影響力を増大する中国に「便乗」というプラス指向の選択肢があったのに対し

て、韓国にとっては台湾や南ベトナムと同様米国に「見捨てられる」懸念が増大するというマイナス要因が重くのしかかったからである。

にもかかわらず、結果として見ると、韓国は、こうした外交危機を克服することに成功したと見るべきだろう。そればかりか、1970年代は、60年代までの北朝鮮の相対的優位の構図を韓国優位の構図へと転換させる決定的な契機になった時期であり、それは外交領域においても当てはまることである。建国以来の韓国の政治経済外交の展開を概観すると、そこに見られるのは、制約や危機を機会に転化させることで、経済発展や外交関係の拡大を達成し、北朝鮮との体制競争に勝ち抜くという過程である。1970年代の韓国外交、特に、対共産圏外交は、同時代において可視的な成果を取めたかどうかは別として、こうした危機を機会に転化する韓国外交の典型的な営みが如実に表れたものであったと言えるだろう。

「始まることが半分達成したことだ (시작이 반이다)」という韓国の有名な諺が示すように、本格的な外交とは言えないかもしれないが、その取り掛かりともいうべき外交的な接触を開始したという点は評価されるべきだろう。1960年代の強固な冷戦体制とは相当に変容した1970年代の国際情勢を朴正熙政権がどのように認識したのか、さらに、どのような選択肢を想定し、結果としてどのような政策を選択したのか、こうした問題設定に関して、例えば、米韓関係、日韓関係、南北関係だけを見てはわからない、非常に興味深い事例を提供する。本稿では、中ソ対立を前提とした中朝関係、ソ朝関係を念頭に置いて、朴正熙政権が対中外交接触と対ソ外交接触とを対照しつつも関連付けながら展開していった様相に注目した。その後、1980年代後半になると、中ソ対立が劇的に改善され、それが韓ソと中韓の国交正常化への障害を除去したと言えるが、この中ソ対立を韓国がどのように認識し対応しようとしたのか、危機や制約を機会に転化しようとする、朴正熙政権のリアリズム外交の一端を示すものではないかと考える。

- (1) 1960年代の韓国の対中立国外交に関しては、韓国外務部外交研究院『韓국의 対中立国外交』（『韓国の対中立国外交』）韓国外務部外交研究院、1968年、を参照されたい。この中で韓国の対中立国外交の目的に関して、①国際平和への貢献と国際的地位の向上、②北朝鮮の国際的浸透の封鎖、③国連における韓国問題討議への対備、④通商増進を通じた相互利益のねらい、(pp. 51-61)を掲げる。
- (2) 韓国政府の統計指標であるが、一人あたりのGNP（国民総生産）に関して、1965年には、韓国105ドル、北朝鮮162ドルであったのに対して、1970年には、韓国252ドル、北朝鮮230ドルと南北が逆転し、1975年には韓国594ドル、北朝鮮415ドル、1980年には韓国1592ドル、北朝鮮766ドルとその差が拡大していくことになる。韓国政府統計庁『南北韓経済社会像比較』서울（ソウル）、統計庁、1995年、p. 183.
- (3) こうした体制競争としての権威主義化という点に関しては、玉城素『朝鮮半島の政治力学』論創社、1981年、が詳しい。
- (4) ほぼ唯一の研究としては倉田秀也「韓国「北方外交」の萌芽—朴正熙「平和統一外交宣言」の諸相」日本国際政治学会編『国際政治』第92号、pp. 80-95を指摘することができる。限られた二次資料に依拠しながらも、1973年6・23声明前後における韓国の対中ソ外交について、その違いにも注目している点で非常に意義のある研究である。但し、韓国政府外交文書が公開される前に書かれたものであるために、実証面で限界がある。本稿では韓国の対中ソ外交の差異だけでなく、その相互の関連についても論じた。
- (5) 韓国外務部『韓国外交40年史』外務部、1990年では、1970年代を「北方関係模索期：国際状況変化に伴う消極的対応」（p. 198）として、「70年代の韓国の対共産圏関係は、特にソ連のアフガニスタンに対する直接的な軍事介入政策など一連の事態で米国カーター政権が対ソ強硬政策に旋回するなどの国際的環境のため、ソ連内で開催された国際学術会議及びスポーツなど多者間行事を通じたソ連との制限された接触に留まりその他共産国家とも従来と同様に依然として断絶状態を維持しなければならなかった」（pp. 200-201）と言及されているだけである。
- (6) 韓国外務部『韓국의 北方外交』（『韓国の北方外交』）서울（ソウル）、韓国外務部、1990年；韓国外交安保研究院編『한국 외교의 도약：소련 동구권 국가와의 수교』（『韓国外交の跳躍：ソ連東欧圏国家との修交』）、서울（ソウル）、韓国外交安保研究院、2003年。以上の2つの文献とも、1970年代朴正熙政権の外交についてほとんど言及していない。
- (7) 代表的な研究として以下の文献を参照されたい。李東俊『未完の平和：米中和解と朝鮮問題の変容』法政大学出版社、2010年；김지형『데탕트와 남북관계』서울、선인（金志炯『デタントと南北関係』ソウル、先人）、2008年；홍석률「1970년대 전반 동북아 데탕트와 한국 통일문제—미·중간의 한국문제에 대한 비밀 협상을 중심으로—」『역사와 현실』（洪錫律「1970年代前半東北アジアデタントと韓国統一問題：米中間の韓国問題に対する秘密交渉を中心に」）『歴史と現実』第42号、2002年、pp. 207-241；홍석률「1970년대 전반 북미관계—남북대화, 미중관계 개선과의 관련하에서」『국제정치논총』（洪錫律「1970年代前半米朝関係：南北対話、米中関係改善と関連して」）『国際政治論叢』第44巻第2号、2004年、pp. 29-54.
- (8) 韓国政府外交文書に基づいて実証的研究を行うということは、韓国外交の能動的側面を強調するバイアスがかかるということに留意する必要がある。韓国政府自身が、単に周囲の状況に受動的に対応するだけでなく、明確な意図をもってそれに基づいた政策を選択し執行するという能動的な姿勢が強調されやすいからだ。本稿では、こうした点に留意する。
- (9) 韓国の対中ソ外交というと、1980年代以降の国交正常化交渉に直接つながる関係だけが対象とされる傾向が強い。国交正常化交渉という形で可視的な政府間交渉が行われたことが外交だとすると、1970年代の韓国と中ソとの関係は、外交関係と言えるようなものではなかったかもしれない。その意味でかっこ付きの「外交」という表現が適切かもしれない。
- (10) 西ドイツ政府が自ら外交関係を持つ国家が東ドイツと外交関係を持つ国家と断絶したりすることで、西ドイツが全ドイツを代表するという立場を明確にし、東ドイツを国家として認めないという政策である。1955年西ドイツのアデナウアー政権が掲げた政策で、当時の外務次官の名前からハルシュタイン原則（Hallstein Doctrine）と呼ばれた。1969年ブランド政権によって廃棄されるまで続いた。韓国外務部欧州課「할슈타인 원칙의 추이」（「ハルシュタイン原則の推移」）大韓민국外務部外交文書登録番号 3621 『독일의 할슈타인 독트린 및 제 3국의 동독 승인, 1969-70』（『ドイツのハルシュタインドクトリン及び第3国の東ドイツ承認、1969-70』）、p. 155.
- (11) 韓国によるハルシュタイン原則の放棄から6・23声明に至る過程に関しては、倉田秀也「韓国外交における「ハルシュタイン・ドクトリン」の放棄の過程（上）（下）：朴正熙大統領「平和統一外交宣言への道程」』『外交時報』1989年6月号（1259号）、pp. 46-58、1989年7・8月合併号（1260号）、pp. 57-69を参照されたい。
- (12) 朝鮮半島において韓国と北朝鮮という二つの実体が存在することを前提として、その実体を現実とし

- て認め、そこから出発しようとする立場であり、「two Korea policy」と表現されることが多い。Koreaをどう翻訳するのかという問題があるが、本稿では「二つのコリア」政策と呼ぶことにする。
- (13) 韓国外務部東欧担当官室「外交官職務遂行基本指針」1963年2月、大韓国外務部外交文書登録番号2180『외교관등 직무수행 특수지침, 1963-69』(『外交官等職務遂行特殊指針, 1963-69』)、p. 21.
- (14) 当時、韓国では北朝鮮のことを「北の傀儡政権」という軽蔑の意味を込めて「北傀(북괴)」と呼ぶことが一般的であった。また、「中国(중국)」に関して、通常「中国」というと台湾の「中華民国」を指すことが多かったが、区別を明確にする意味で「自由中国(자유중국)」という呼称がよく使われた。それに対して、北京の「中華人民共和国」は「中共(중공)」と呼ばれた。ベトナムに関しては南ベトナムを「越南(월남)」、北ベトナムを「越盟(월맹)」と呼ぶのが一般的であった。
- (15) 韓国外務部東欧担当官室「外交官職務遂行基本指針」1969年1月再発刊、大韓国外務部外交文書登録番号2180『외교관등 직무수행 특수지침, 1963-69』(『外交官等職務遂行特殊指針, 1963-69』)、pp. 41-51.
- (16) 北朝鮮・中国・北ベトナムに関しては、韓国はそれを「国家」とは認めていないので「敵性集団」と呼んだのである。
- (17) 韓国外務部「外交官職務遂行基本指針」1971年1月、大韓国外務部外交文書登録番号4293『외교관등 직무수행 특수지침, 1971』(『外交官等職務遂行特殊指針, 1971』)、pp. 1-16.
- (18) 韓国外務部「外交官職務遂行特殊指針」1973年、大韓国外務部外交文書登録番号6058『외교관등 직무수행 특수지침의 개정, 1972-73』(『外交官等職務遂行特殊指針の改正, 1972-73』)、pp. 71-77.
- (19) 韓国外務部「外交官等職務遂行特殊指針」1979年、大韓国外務部外交文書登録番号13071『외교관등 직무수행 특수지침, 1974-79』(『外交官等職務遂行特殊指針, 1974-79』)、pp. 48-54.
- (20) この6・23声明の日本語訳に関しては、「61 朴正熙大統領「平和統一外交政策に関する特別声明」(六月二三日)」市川正明編『朝鮮半島近現代史年表・主要文書』原書房、1996年、pp. 116-118.を参照した。
- (21) 韓国外務部「6.23特別声明에 따른 新外交推進特別対策」(6.23特別声明に伴う新外交推進特別対策)1973年7月19日、大韓国外務部外交文書登録番号6051『6.23 평화통일 외교 선언, 1973-74, 권3 권, V.1 기본문서집』(『6.23平和統一外交宣言, 1973-74, 全3巻、第1巻 基本文書集』)、pp. 208-235.
- (22) 以下の説明は、1970年代における韓国政府外交文書に対する分析を通して、韓国政府の政策選択にどのような考慮が働いたのか、韓国政府の認識を明らかにするものである。したがって、実際に、中ソ両国や北朝鮮がそのような意図を持って行動していたと断定するものではない。
- (23) なぜ、ウガンダであったのかという問題に関しては、ウガンダは南北朝鮮と国交を樹立することに1963年相次いで合意したが、韓国の方がいち早く大使館を開設し、さらに大使を常駐させたのに対して、北朝鮮の大使館開設、大使常駐は、それぞれ1972年、73年であったように、北朝鮮の妨害や干渉なく中ソと接触する機会を持つことができたからではないかと推測することができる。南北朝鮮とウガンダとの関係については以下の資料を参照。외무부「카메룬 우간다 대책」(外務部「カメルーン・ウガンダ対策」)1973年2月26日、大韓国外務部外交文書登録番号6030『북한·우간다 관계 1973』(『北朝鮮・ウガンダ関係, 1973』)、pp. 14-18.
- (24) 주우간다 대사가 대통령각하 앞으로 보내는 전문「쏘련대사와의 아국 경제발전, 북괴와의 관계, 통일 문제 및 아국과의 관계에 관한 발언 특별보고」(駐ウガンダ大使が大統領閣下(朴正熙大統領)宛に送る電文「ソ連大使との我が国経済発展、北傀との関係、統一問題、及びわが国との関係に関する発言、特別報告」)1970年11月26日、大韓国外務部外交文書登録番号5100『한국의 대소련 관계개선, 1970-72』(『韓国の対ソ連関係改善, 1970-72』)、pp. 20-22.
- (25) 1971年2月6日には駐シンガポール通商代表部公館長代理とソ連大使との会談が報告されている。주싱가폴통상대표부공관장대리「리셀슨에서의 쏘련대사와의 회담내용보고」(駐シンガポール通商代表部公館長代理「レセプションにおけるソ連大使との会談内容報告」)1971年2月10日、大韓国外務部外交文書登録番号5100『한국의 대소련 관계개선, 1970-72』(『韓国の対ソ連関係改善, 1970-72』)。
- (26) これは、朴正熙政権ではなく全斗煥政権になるが、駐国連代表部におけるソ連外交官との接触が報告されている。韓国外務部「쏘련外交官접촉報告」(「ソ連外交官接触報告」)1980年10月28日、大韓国外務部外交文書登録番号14160『대소련 외교관 접촉, 1980』(『対ソ連外交官接触, 1980』)、pp. 40-44.
- (27) 1978年3月には、スウェーデンの外務次官の訪ソ時に、ソ朝関係に関する情報収集や韓ソ関係発展の打診をするように依頼したという報告がある。주스웨덴대사「스웨덴을 통한 대소 간접 접촉」(駐スウェーデン大使「スウェーデンを通じた対ソ間接接触」)1978年2月7日、大韓国外務部外交文書登録番号11494『한 소련 관계 개선, 1978』(『韓ソ連関係改善, 1978』)、pp. 217-218.
- (28) 韓国外務部特殊地域課「대소 및 동구권 관계 개

- 선 문제」(「対ソ及び東欧圏関係改善問題」) 1978年2月7日、大韓国外務部外交文書登録番号 6059『대소련 및 동구권 관계 개선 문제, 1973』(「対ソ連および東欧圏関係改善問題、1973」)、pp. 41-52.
- (29) 韓国外務部特殊地域課「대공산권 관계 개선 방향」(「対共産圏関係改善方向」) 1973年11月29日、大韓国外務部外交文書登録番号 6059『대소련 및 동구권 관계 개선 문제, 1973』(「対ソ連および東欧圏関係改善問題、1973」)、pp. 74-87.
- (30) 韓国外務部東欧担当官室「최근 소련의 대한태도」(「最近ソ連の対韓態度」) 1978年、大韓国外務部外交文書登録番号 11494『한 소련 관계 개선, 1978』(「韓ソ連關係改善、1978」)、pp. 104-106.
- (31) 韓国外務部東欧担当官室「한국문제에 대해 소련 지도급 인사는 소극적이며 관망하는 자세인데 비해 소련의무성 실무진급은 현실적이며 실용주의적 견해(「韓国問題に対してソ連指導級人士は消極的で傍觀する姿勢であるのに比べてソ連外務省実務陣級は現実的で実用主義的の見解」) 1978年、大韓国外務部外交文書登録番号 11494『한 소련 관계 개선, 1978』(「韓ソ連關係改善、1978」)、pp. 15-16.
- (32) 韓国外務部『韓国の北方外交』韓国外務部, 1990年、韓国外交安保研究院編『한국 외교의 요약: 소련 동구권국가와의 수교』(「韓國外交の跳躍: ソ連東欧圏国家との修交」), 韓国外交安保研究院, 2003年; 박철언『바른 역사를 위한 증언: 5공 6공 3김시대의 정치비사 12』랜덤하우스중앙(朴哲彦『正しい歴史のための証言: 第5・6共和国三金時代の政治秘史 1・2』ランダムハウス中央), 2005年; 노태우『노태우 회고록 下卷—전환기의 대戰略』서울, 조선뉴스프레스(盧泰愚『盧泰愚回顧錄 下卷—轉換期の大戰略』ソウル, 朝鮮ニュースプレス) 2011; 이상욱『전환기의 한국 외교—이상욱 전 외무부 장관 외교회고록』서울, 삶과 꿈(李相玉『轉換期の韓国外交—李相玉前外務部長官外交回顧錄』ソウル, 人生と夢), p. 2003.
- (33) 韓国の対中ソ接觸に関して、中ソとの国交を持つ隣接国として日本をとりあげることができる。もちろん、日本を舞台とした、もしくは日本を仲介した、中ソとの接觸が皆無だったとは言えないが、外交文書を見る限り、それは、それほど顕著なものであったとは言いがたい。これは、日本には北朝鮮の實質的な在外公館とも言える朝鮮総連が存在しており、秘密裏に接觸を行うことが困難であったという事情もあったのではないかと考えられる。
- (34) 大韓国外務部外交文書登録番号 11209『한국어선의 중국(구중공) 어선 및 선원 구조, 1976-77』(「韓國漁船の中国(旧中共) 漁船及び船員救助、1976-77」)。
- (35) 우우간다대사관「쏘련 및 중공 대리대사와의 대화 보고」(駐ウガンダ大使「ソ連及び中国代理大使との対話報告」) 1971年8月25日、大韓国外務部外交文書登録番号 5099『한국의 대중국(구 중공) 관계 개선, 1971-72』(「韓國の対中国(旧中共) 關係改善、1971-72」)、pp. 4-8.
- (36) 한국의무부동북아 2과「면담요록 이지철 동북아 2과장 A. Erich 화란 외무성 동북아세아 태평양지역 과장」(韓國外務部東北アジア 2課「面談要録 이지철 동북아 2課長, A. Erich 오ランダ外務省東北아시아太平洋地域課長」) 1973年10月16日、大韓国外務部外交文書登録番号 5807『한·중공(구 중공) 관계 개선, 1973』(「韓中關係改善、1973」)、pp. 59-60.
- (37) 韓国外務部「면담요록 박동진 장관 스노베주한일 본대사」(「面談要録 朴東鎭外務部長官、須之部量三駐韓日本大使」) 1979年2月8日、大韓国外務部外交文書登録番号 12716『한·중공 관계 개선, 1979』(「韓中關係改善、1979」)、pp. 59-60.
- (38) 韓国外務部「대통령각하의 “글라이스틴” 주한 미국대사 접견기록」(「大統領閣下(朴正熙大統領)의 글라이스틴駐韓米大使接見記録」) 1979年2月16日、大韓国外務部外交文書登録番号 12716『한·중공 관계 개선, 1979』(「韓中關係改善、1979」)、pp. 77-85.
- (39) 韓国外務部欧州課「대동구 관계 개선 방안」(「対東欧圏関係改善方案」) 1971年1月15日、大韓国外務部外交文書登録番号 6059『대소련 및 동구권 관계 개선 문제, 1973』(「対ソ連および東欧圏関係改善問題、1973」)、pp. 6-10.
- (40) 大韓国外務部外交文書登録番号 4667『오스트리아를 통한 대동구권 교역 추진, 1971』(「オーストリアを通じた対東欧圏交易推進、1971」)。
- (41) 韓国外務部通商 2課「대유고 교역과 관련 아측이 타진한 사항에 대한 유고측의 반응」(「対ユーゴ交易関連わが方が打診した事項に対するユーゴ側の反応」) 1971年7月9日、大韓国外務部外交文書登録番号 4653『한·유고스슬라비아 교역 추진, 1971』(「韓國ユーゴスラ비아交易推進、1971」)。
- (42) 韓国外務部通商局「我国의 對共産圏交易增進」(「我が國の對共産圏交易增進」) 1979年12月12日、大韓国外務部外交文書登録番号 13719『대동구권 교역 추진 방안, 1979』(「對東欧圏交易推進方案、1979」)、pp. 101-122.
- (43) 韓国外務部通商局「대동구국가 교역실적」(「對東欧國家交易実績」)、大韓国外務部外交文書登録番号 13719『대동구권 교역 추진 방안, 1979』(「對東欧圏交易推進方案、1979」)、pp. 10-12.
- (44) 韓国外務部東欧担当官室「78년도 대동구권 직접 접촉」(「78年度對東欧圏直接接觸」)、大韓国外務部外交文書登録番号 11471『대동구권 직접 접촉 현황, 1978』(「對東欧圏直接接觸現況、1978」)、p. 75.